

第1回 河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会 議事録

平成28年12月8日（木）9:30～11:30

中央合同庁舎3号館 1階A会議室

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第1回河川法改正20年多自然川づくり推進委員会を開催いたします。

本日の進行役を務めさせていただきます〇〇と申します。よろしくお願い申し上げます。会議の開催に当たりまして、〇〇より一言ご挨拶申し上げます。

【事務局】 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました〇〇でございます。今日は〇〇委員はじめ、委員の皆様方にはお忙しい中、また朝早くからご出席をこの委員会にいただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろから私どもの行っております国土交通行政、とりわけ河川行政に関しましてご指導、ご鞭撻を賜りまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

先ほどから話題になっていますが、平成9年に河川法が改正されました。法の目的に河川環境の整備と保全ということが位置づけられましてから、来年の6月で丸20年ということでございます。この節目に当たりまして、河川法改正20年多自然川づくり推進委員会というのを、今日、設置をさせていただいたところでございます。〇〇委員をはじめ、委員の皆様方にはよろしくご指導いただきまして、来年6月までの間にご提言を賜りたいと思っております。よろしくお願いしたいと思います。

平成9年以降、約20年の間でございますけれども、河川法でも位置づけられましたこの理念ですけれども、これを全国の河川で実践するために、全国でさまざまな河川環境の整備と保全に向けた取り組みを行ってきたわけでございます。

平成18年の5月には、〇〇先生（委員）に委員長を務めていただきました多自然型川づくりレビュー委員会におきまして、普遍的な川づくりの姿として、多自然川づくりへの展開につながるご提言をいただいたということもございました。この提言をいただきました多自然川づくりへの展開、これからの川づくりの目指すべき方向性と推進のための施策というのは、この年の10月に多自然川づくり基本指針として全国に通達をさせていただきまして、河川整備計画にも反映させていただいているということでございます。

ご存じだと思いますけれども、河川とは、森林とか農地とか都市とか、あるいは沿岸の上

流から下流に至るまで各地域を連続した空間として結びつけるものでございまして、国土の生態系ネットワークの重要な機軸だというふうに考えているところでございます。

さらに、河川は流域の中のまとまった自然空間を保持している貴重な生態領域でもありますので、このようなことから、今、多自然川づくりというのは流域の視点を重視した流域の生態系ネットワークの形成へと取り組みを拡大して、流域の農地ですとか、あるいは里山といったようなところにおける施策とも連携して取り組んでいるところでございます。

この普遍的な概念であります多自然川づくりにつきまして、来年20年という節目を迎えるに当たりまして、委員の皆様には、生物の生息とか、あるいは生育・繁殖環境といったような河川の景観、あるいは環境と言ってもいいでしょうか、そういったものの保全の創出のために多自然川づくりがどのように貢献してきたのか、また今後どのように進んでいくべきなのかという方向について、重点化していくべきかについて、忌憚のないご意見あるいはご示唆を賜りたいと思っております。

どうぞ、今日は短い時間ではございますけれども、またこれから6月に向けまして、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。カメラ撮りの方やまたマスコミの方はご退席をお願いしたいと思います。

なお、〇〇（事務局）はこれから公務の関係で退席をさせていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、委員のご紹介をさせていただきます。皆様のお手元には座席表を配ってございますが、資料-1というところ出席者名簿がございまして、五十音順でございますが、ご紹介させていただきます。

〇〇でございます。

【委員】 〇〇でございます。よろしくお願ひします。

【事務局】 〇〇でございます。

【委員】 〇〇でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 〇〇でございます。

【委員】 〇〇です。よろしくお願ひします。

【事務局】 〇〇でございます。

【委員】 〇〇です。よろしくお願ひします。

【事務局】 〇〇でございます。

【委員】 ○○です。よろしくお願いします。

【事務局】 ○○でございます。

【委員】 ○○です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 ○○でございます。

【委員】 よろしく願いいたします。

【事務局】 なお、○○先生（委員）には本委員会の委員長をお願いしてございます。

○○委員より、ご挨拶を賜りたいと思います。

【委員長】 皆様、おはようございます。ご挨拶ということなのですが、先ほど○○（事務局）がほとんど私が用意したことを全部おっしやっただきましたので、細かいことは割愛させていただきたいと思います。

私、年でして、固くお断りしたんですが、今お話あったように、河川法が改正されて、そこで多自然型川づくりというのが展開されて、10年たったときにレビュー委員会というのがあって、そのときに委員長をさせていただいた関係で、成人式を来年迎えるわけですが、20年目の節目の年に、またそれから10年の越し方を振り返って、どうあるべきかということを考えろということで、多分これが最後の私のお務めになるんだと思いますので、お引き受けした次第ですが、皆様のご協力をいただいて何とか進めたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして、お手元資料の確認を簡単にいたします。まず一番上に議事次第がございます。そして資料－1、出席者名簿。資料－2、配席図。資料－3、委員会規約。資料－4、スケジュール。資料－5－1、川と人との関わりの歴史。資料－5－2、多自然川づくりに関するこれまでの取り組み状況。資料－5－3－1、多自然川づくりの具体事例（その1）。資料－5－3－2、同じく、その2。そして資料－6、日本人の河川環境に関する意識アンケート調査（案）。資料に不備等ございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは早速、議事に入らせていただきます。これからの進行は、○○委員によりしくお願い申し上げます。

【委員長】 かしこまりました。それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。

議事の次第に従いまして、議事の1、委員会の規約について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 お手元に資料－3というのがございまして、委員会規約の案とございます1

枚紙をご用意ください。

委員の名称は、先ほど申し上げたとおりです。

2の目的、第2条ですが、委員会は、生物の生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出のために「多自然川づくり」がどのように貢献してきたのかの成果をレビューし、今後将来へ向けて、さらにどのような方向に重点化していくべきかを検討することを目的としてございます。

第3条の3ですが、委員の任期は、原則として平成29年6月30日までとする。

そして第4条、委員長ですが、委員会に委員長を置く、そして委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。3、委員長は、第2条の目的を遂行するために必要があるときには、委員会に委員以外の者の出席を求めることができるとしてございます。

第5条、委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。委員の代理出席は認めない。

第6条、庶務ですが、委員会の事務局は、当河川環境課に置くということと、事務局は、委員会運営に係る庶務を処理するというところでございます。

第7条ですが、この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるということでございます。

なお、この委員会は、貴重な動植物の生息地情報等も自由にご議論いただくという目的があることから、非公開で審議は進めさせていただくということで、マスコミの皆さんにもご了解をいただいております。

以上が規約の案の説明でございます。もし、この規約の案でよろしければ、この案を本日でとらせていただきたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

【委員長】 今、規約をご説明いただいたんですが、何かご質問などございますでしょうか。

特になければ、規約の案をとっていただいて、本日の日付をもって施行とさせていただきます。と思います。

それでは、議事2に進めまして、全体スケジュールについて、これも事務局からご説明よろしくお願いたします。

【事務局】 資料-4と右肩にあるものをご用意ください。全体スケジュールの（案）としてございますが、本日が第1回目の委員会ということで、前回の多自然川づくりレビュー、これまでの取り組み状況、課題等について、事務局のほうからご説明申し上げ、審議をいた

できます。

第2回は2月ごろを予定しておりますけれども、現状の取り組みから抽出される課題、また関係機関からのヒアリングも2月に行いたいと考えております。

第3回が3月ごろということで、取りまとめに向けての課題に対する対応方針を事務局から示し、ご審議いただきたいと思っています。

最終回に当たる第4回は、4月から5月ごろにかけて提言取りまとめをいただき、来年の6月4日が河川法改正の施行日から20年の日でございますので、この前に提言を公表したいというふうに考えてございます。

全体スケジュールについてのご説明は以上でございます。

【委員長】 この全体スケジュールについて、何かご質問ございますでしょうか。

それでは、ないようですので、議事3に移りたいと思います。多自然川づくりの取り組み状況などの説明について、川と人との関わりの歴史、それから多自然川づくりに関するこれまでの取り組み状況、多自然川づくりの具体事例、それから日本人の川に関する意識アンケート調査、これらの4つに分けて事務局から続けて説明していただいて、全体としての意見交換の時間を設けたいと思います。

じゃ、事務局、よろしくをお願いします。

【事務局】 それでは、お手元の右肩に資料5-1とあるものをご用意ください。川と人との関わりの歴史ということでございます。

大部の資料になってございますが、この資料をご用意しました目的は、多自然川づくりというのをご審議いただく上で、一体何が川の自然なのかというのを考える上では、人のかかわりというのがどうしても川にはございますので、かなり歴史をさかのぼって、どんな川の姿が日本にあったのか、そのときに人々の生活とどうかかわっていたのかというのを大きく振り返るという意味で、資料をご用意してございます。なお、大部の資料ですので、かなりはしょって説明いたしますので、ご容赦願いたいと思います。

1枚めくっていただきますと、縄文時代ということで、1ページですが、温暖化により、この時代には海面がかなり数メートル上昇しておりまして、関東平野の図を載せておりますが、さいたま市付近まで海が入り込んでいました。この海岸線が後退するに従って、また沖積平野が形成されて、いわゆる数万年にわたる財産を、我々はその好適地に住んで利用しているというのが今の状況です。

2ページ目は、同じように大阪の図をつけております。今、大河ドラマであります、『真

田丸』でもなぜ大坂城を南側から攻めたのかということも、ここに今に残る地形というのが形成されたものを遡って見てみると、いろいろなものが見えてくるということを示しています。

3 ページ目、弥生時代から大和時代にかけて、沖積平野で、水田の稲作にとって恰好の耕地であるということから、農耕生活が定住・階級社会を形成したというふうな歴史がございます。また、奈良から室町にかけては洪水との戦いが始まった。低平地は利用もしやすいが、浸水の被害にも遭うことがあるということで、満濃池等の写真を載せてございます。

5 ページ目は、人口の増加と川とのかかわり。川とのかかわりだけが人口増加に結びつくわけではございませんが、人口が増加した時期に着目して見てみると、第1の増加の時期には小川沿川の組織的な水田開発が行われ、第2の増加の時期には大河川と用水路の整備による国土開発が行われ、第3の増加のときには河川整備による近代国家の建設があったということが見てとれるかと思ひます。

6 ページは、江戸時代から大河川改修の時代に入ったということで、利根川の東遷の事業の資料をつけてございます。

7 ページ目は、大和川のつけかえということで、東京や大阪で大河川が改修されました。

8 ページは、江戸時代の川の様子ということで、幾つか有名な絵をつけてございますけれども、ここでポイントとなるのは、当時の芸術家が川を絵として残そうと思った、そしていろいろな名画の中に川が取り扱われているということですね。北斎の絵、1枚つけていますけれども、これは構図も含めて名画中の名画と言われているものです。

9 ページ目には、雨の様子をあらわした広重の絵でございます。専門家がおっしゃるには、この広重の雨の絵、一番左側ですが、1時間20ミリぐらいの雨ではないかというふうな解説もなされるなど、日本人に愛されている絵であります。

10 ページ目ですが、川の変遷や、いろいろな人々でにぎわう絵もたくさん残されております。魚市あるいは花見、それから川床といった水辺で過ごす時間を楽しんでいる絵。

11 ページに行きますけれども、川と人とのかかわりということで、江戸は人口当時120万人を超えるということで、これは世界最大都市であった。その文化・経済・生活を舟運が支えたということで、右側には河岸の図をつけていますが、これは丸が全部船着場でございます。これだけの膨大な船着場があったということで、これがやがて蒸気船等が使われるようなことになっていきました。

12 ページ、木曾川の三川分流は明治時代に行われた大河川改修でございます。

13ページ、治水事業が本格化していったということで、荒川放水路の変化の様子をつけてございます。

そんな中で、14ページですが、戦後はカスリン台風をはじめとする大水害が続いたということで、川に対してより安全性を求めるようになったということで、高度経済成長時代を背景に、経済性・合理性を追求した整備が進められた。その結果として、人口の都市集中、都市化が進んで、低平地への居住地の拡大、水質の悪化、保水力の低下など、河川の周辺環境が悪化してきたということが述べられております。

そういった背景もあり、15ページですが、多自然型川づくりが多自然川づくりへということで、この20年間の河川行政があるということでございます。

16ページでございますが、川と人とのかかわりの歴史ということで、なりわいとしての川ということで1枚資料をつけてございます。魚をとるための鵜飼い、あるいは舟運、あるいは川が氾濫する、その肥沃な土壌を使つての地元名産の野菜の栽培、あるいはコンクリートの骨材として砂利が採取された経緯があります。

18ページからは、あえて森林の資料を幾つかつけております。これは、人間が生活のために必要なものを、これは川から少し離れて、山ではございますが、流域の非常に重要な要素である山を、人間の営みによっては相当量木が切られて、はげ山になって、相当の土砂が川に流れ込む、そういった時代が、江戸時代から明治にかけての写真の中でもいろいろ見てとれるということでございます。このあたりもめくっていただければと思います。

そして、30ページからは写真で見る川と人との歴史ということで、いろんな写真をつけてございますが、これもはしょらせていただきますけれども、32ページは、川を人が渡っている姿もございまして、33ページ、船に乗っている人の姿です。

36ページ以降は、たくさん資料をつけてございますけど、いわゆる川にどんなふうにも木が残っていたのか、あるいは残っていなかったのか、あるいは河原がどういうふうにも広がっていったのかということをおぼろげな写真を我々のほうで選んで、つけてございます。

ごらんいただきますと、結構広々と河原がありまして、例えば40ページを見ていただきますと、船の絵がありますけど、船を利用していたということは、すなわち、下った後は船は上流に上らなくちゃいけませんので、綱を張って、人がずっと河原を伝って上まで上っていった、ついては、そんなところに木があつては邪魔になるということで、人の営みもある中で、川はこのような河原がいっぱいのフリースペースであるというふうなことが見てとれるかと思っております。

44ページ以降は、いろんなタイプの橋を時代に応じて、簡便なものから立派のものまで川にかけていたようです。景色や、橋のたもとの様子、どんなふうに構造物がつくられていたのかということが見てとれる写真をつけてございます。

例えば、66ページに飛んでいただきますと、大正時代の帆船ですけれども、帆かけ舟がたくさん列をなしているという川の風景であったわけですね。70ページ、船の写真がありますが、川に近づくと、そこここに川を代表する風景が見られたということも見てとれるかと思えます。

72ページからは、人間と一緒に写っている川の写真を幾つか示しております。川と人が非常に近かったということを表しております。

78ページは、川で洗濯をするような風景。あるいは79ページ、今は日本中、川での水浴場というのは実はなくなっているわけですが、昔は川は泳ぐ場所でもあった。水浴場の場所の写真です。86ページは、これはかなり有名な、コウノトリと人々が共生している写真として有名ですが、このようなものも風景としてあったわけです。

82ページからは、川を人が渡っている姿を幾つかつけてございます。例えば、84ページを見ていただきますと、これは当時としてはかなりドレスアップというか、おめかしをした女性が平気で川をショートカットして繁華街に向かっているさま。

85ページは、いろんな生活の往来に川の中をとりこんでいたことを示しています。

86ページは、高度経済成長期に多くの川砂利がとられたということですが、夫婦で1隻の船にたくさんの砂利を積んで、ある場所に持っていくと、1日1,000円ぐらいになったということで、かなり家計を支えた、そして大量に土砂がとられたということを示しています。

87ページからは、次第に最近にかけての写真になりますけど、例えば88ページは、昔は松林だった土手が、桜の木が植わって、桜ができています。

同じ場所の写真を90ページにつけてございますけれども、昭和30年から昭和40年にかけては、桜がこの場所に関してはなくなり、堤防が広く道路として使われているという写真の様子です。

こういったものもご審議の中で、ご議論いただく上で、ご活用いただければと思います。

次に、資料の5-2は、本日、主にご審議いただく施策面についての資料になります。○(事務局)より、ご説明いたします。

【事務局】 私のほうからは、資料5-2の多自然川づくりに関するこれまでの取り組み

状況についてご説明をさせていただきます。

1ページめくっていただきまして、写真をつけさせていただいてございます。河川法の改正から多自然川づくりに至る社会的な背景といたしまして、戦後、高度経済成長期の特に関東圏における河川環境の変化がございます。写真1ページ、2ページ、3ページと、高度経済成長期の川、1ページが隅田川、2ページが多摩川、3ページが綾瀬川の写真をつけさせていただいてございますが、こちらの写真でございますように、流域の開発によって生まれた水質の負荷が河川で集まって、いわゆるどぶ川と称されるような水質の悪い河川が全国に至るところに生まれた時代でございます。

次の4ページをごらんいただきますと、こちら、河川がコンクリートによる三面張りによって姿が変貌した写真でございます。

次の5ページは、高い堤防によって街と川とが分断された写真でございますが、このように、高度経済成長期の時代には、川の姿だけではなくて、川とともに育まれてきた地域の風土や文化等が失われた、そして人が川から遠ざかってしまった時代があったという背景でございます。

次の6ページをごらんください。6ページで、河川環境施策の変遷の資料をつけさせていただいてございます。先程のような社会的背景の中で、例えば、昭和30年代の急速な都市化による水質汚濁、また、昭和40年代の都市のオープンスペースへのニーズ、このような社会的なニーズに合わせた形で河川環境施策は今も変遷してきているところでございます。

次の7ページが、近年の変遷でございますが、平成9年の河川法改正以降は、自然再生や生物多様性など、そのときの世の中の動きに合わせたような形で施策のほうを進めてきているところでございます。

次の8ページをごらんください。こちらが河川法の改正でございます。平成9年の改正で、治水・利水・環境の総合的な河川制度ができました。この平成9年の改正は、次の9ページに詳細を示させていただいてございます。

こちら河川法の1条、抜粋してつけさせていただいてございますが、平成9年の改正において河川環境の整備と保全が位置づけられまして、河川の良好な自然環境と生活環境、こちらを多自然川づくり等によって積極的に形成していくことが定められたというところでございます。

そして、次の10ページに記載させていただいてございますが、同じ平成9年の改正におきまして、河川整備基本方針と河川整備計画が法定計画として位置づけられました。こちら

の計画を策定する際には、先ほどの河川法1条の河川環境の整備と保全というふうな目的に合致するように、下のほうに施行令を書かせていただいておりますが、「流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地または生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの場の確保等を総合的に考慮すること」という河川法施行令で定められていた内容を踏まえて、これらの河川整備基本方針及び河川整備計画を策定していく形になっているところでございます。

次の11ページからは、平成17年から18年に実施していただきました多自然型川づくりレビューについてのご説明でございます。

次の12ページのところに経緯をつけさせていただいております。多自然川づくりにつきましては、平成2年の多自然型川づくりに始まりまして、平成9年の河川法改正後、多自然型川づくりレビュー委員会からいただいた提言を経て、いわゆる今日に脈々と引き継いでおります多自然川づくりの基本指針へとつながっていただいております。

また、次の13ページにございますように、基本指針を通達で出して以降、その考えを現場に根づかせるために、さまざまな「ポイントブック」や通達などを出して、多自然川づくりの現場への普及に向けた取り組みを進めているところでございます。

次、14ページをごらんいただければと思います。14ページは、多自然型川づくりを求められた世の中の背景に当たることでございます。昭和63年に内閣府の広報室が行いました世論調査の結果でございますが、こちらの結果にございますように、河川の改修に当たっては、治水だけではなく、たとえ費用が増したとしても環境上の配慮を行うべきだという国民の声を背景といたしまして、多自然川づくりに至る取り組みが進められてきたというところでございます。

次の15ページでございます。このような社会的な背景は、こちらの15ページに記載させていただいておりますような、平成2年の多自然型川づくりの実施要領につながっております。多自然型川づくりでは、いわゆる護岸素材とか、いわゆる素材面の要素技術への配慮が多くございまして、例えば次の16ページの左上の写真にありますように、自然石を使ったにもかかわらず、水際を固めてしまったような事例でありますとか、右下の写真にありますように、同じ単調な断面で一連を整備してしまったりという課題もございました。

これらを踏まえまして、17ページをごらんいただければと思いますが、多自然型川づくりのレビュー委員会から、平成18年に多自然型川づくりの15年の実績を踏まえて、これからの川づくりとして、多自然型川づくりから多自然川づくりへというご提言をいただいたところでございます。

提言の内容につきましては、次の18ページをごらんいただければと思いますが、多自然型川づくりで取り組んできた内容を流域全体へと視点を広げまして、そして、全ての川づくりへと対象を広げるということで、多自然型川づくりを進化させて、個別箇所の多自然から地域の暮らしや歴史・文化と結びつき、河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを全ての川づくりの基本とするということが盛り込まれたところでございます。

19ページをごらんください。具体的には、この基本理念のもとで課題の残る川づくりを解消するために、既往の知見の取りまとめや多自然川づくりの技術的な支援、多様な連携の仕組みの構築、あるいは人材育成、このような具体的施策でありますとか、次の20ページにございますように、川づくり全体の水準を向上させるために、計画・設計技術やモニタリング手法の開発でありますとか、改変等の影響の科学的な解明等の研究を行うことなどが、具体的な施策として提言に盛り込まれているというところでございます。

続きまして22ページをごらんください。この提言を平成18年の5月にいただきましたが、この提言を受けて10月には、多自然川づくりの基本指針として、現在も脈々と受け継がれる川づくりの基本指針を全国に通達として出させていただいております。

こちらの基本指針の中では、多自然川づくりを「河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと」と定義をさせていただきまして、全ての川づくりの基本として、多自然川づくりを進めていくという通達になってございます。

次の23ページから25ページは、具体的内容でございますので、時間の関係上、説明は割愛させていただきたいと思っております。

続きまして26ページをごらんください。ここからが多自然川づくりの取り組み状況といたしまして、平成18年の多自然型川づくりレビュー委員会から提言でいただきました具体的な施策につきまして、現在までに取り組んできた内容につきまして説明をさせていただきます。

次の27ページと28ページに、レビューでいただきました提言と、それに対応する現在までの取り組み状況をまとめさせていただいている対応表になってございます。この取り組み内容の個々につきまして、この後、個別に説明をさせていただきます。

次の30ページをごらんください。まず1つ目が、多自然川づくりのポイントブックでございます。多自然川づくりの基本指針は平成18年に発出した後、この基本理念を現場の川

づくりへ活かすために、現場で多自然川づくりを進めていく際のポイント及び留意すべき事項、これらを取りまとめたものとして、多自然川づくり研究会によって3つのポイントブックがまとめられているところでございます。

30ページが、ポイントブックの1として、多自然川づくりの基本指針の解説書でございます。次の31ページが、中小河川に関する河道計画の技術基準の解説書として、ポイントブックのⅡ。32ページが、さらにそれを進化させたものとして、水際部に特化したものとして、ポイントブックⅢを刊行してございます。このポイントブックのシリーズは、現場で多自然川づくりを行う担当者の必携として、今、活用されているというところでございます。

次の33ページからが、具体的な取り組みの事例として幾つかご紹介させていただきたいと思います。33ページが、北海道の常呂川水系の隈川の事例でございまして、現況の河道法線を尊重して護岸を立てることで、今現況の良好な淵を保全した事例になってございます。

次の34ページが、愛媛県の肱川水系の郷之谷川でございまして、こちらにつきましては、水際部に自然な変化を持たせるために、流れが単調であった川に、溪流で見られるような天然段差を模した分散型落差工を設置しまして、自然な水際を形成した事例でございます。

次の35ページが、福岡県の遠賀川でございまして、こちらは治水上問題ない箇所でも低水護岸を撤去することで、自然な水際の形成と、地域の方々が近づきやすい川づくりを行った事例を載せさせていただいてございます。

このように、全国でポイントブックを参考に、多自然川づくりを実践する取り組みが行われているところでございます。

次の36ページ、こちらが全国多自然川づくり会議についてでございます。全国多自然川づくり会議につきましては、我々国や都道府県の現場で実際に多自然川づくりを実施している担当の方々が、多自然川づくりの実施事例を持ち寄りまして、毎年全国会議を行っております。この全国会議では、地方ブロックで行われる地方会議で優秀事例のほうを選出してございまして、それを全国で集めて、その優秀事例を発表する取り組みを今まで行ってきてございまして、累計が今まで390の事例が会議で発表されているところでございます。

今年は、先週の火曜日と水曜日に埼玉の関東地方整備局で2日間に分けてこの会議を開催してございまして、全国から120名の直轄と県の担当者が参加して、熱心な発表、議論が行われてきたところでございます。

次の37ページをごらんください。37ページが多自然川づくりのアドバイザー制度で

ございます。こちらの制度につきましては、災害を受けた後の再度災害防止対策、こちらの対策を行う際は、大体が大規模で、かつ短期集中的な事業になって、環境の面から特段の配慮が必要になることから、このような事業を実施する際に、計画立案の前の段階で多自然川づくりに関して広範な知識を有するアドバイザーによる助言を受けることを求めた制度でございまして、平成17年の制度の運用から今まで、多自然アドバイザーの派遣は累計82の河川でアドバイザーを派遣して、技術指導を行っているところでございます。

今年も8月の末から9月の中旬にかけて、一連の台風により被災した岩手県の小本川や北海道の空知川などに、アドバイザーとして土木研究所の萱場上席研究員や国総研の天野部長などに既に行っていたというふうなところでございます。

次の38ページからは、アドバイザーによる技術指導の事例として、幾つかご紹介させていただきたいと思っております。

38ページが、平成25年の出水で被災した岩手県の北上川水系の雫石川でございます。こちらにつきましては、アドバイザーの指導によって、写真がありますように、出水による被害から残った河畔林、これを保全するように護岸工等の設計を見直したり、水際部の処理を検討したりとした多自然川づくりの技術指導を行っているという事例でございます。

次の39ページは、少し前の事例になるんですけども、平成17年の出水で被害を受けた宮崎県の実川水系の山附川の事例でございます。こちらにつきましては、アドバイザーの技術指導によりまして、こちら被災箇所は側方浸食が顕著であったというところでございまして、こちらの再度災害防止対策を考えるに当たっては、出水によって浸食で広がった土地を買収しまして、川幅を広げることで、河川全体の河道の安定性に配慮した計画を立てるといった技術指導を行っている事例となっております。

次の40ページが、今、リバーフロント研究所に設置されております多自然川づくりサポートセンターに関する取り組みの事例でございます。このサポートセンターは、多自然川づくりに関する技術的な支援などを目的として、平成20年にリバーフロント整備センターに設置されたものでございます。設置以降、現在までに217件の多自然川づくりに関する講師の派遣や技術的な指導、相談のほうを行ってきてございます。昨年度は岡山県や岩手大学のほうに講師を派遣して、多自然川づくりに関する技術サポートを行ってきているという事例になってございます。

次の41ページが、河川整備計画等の策定の際の環境への配慮でございます。河川整備基本方針、河川整備計画、これらを立てる際には、先ほどもご説明させていただきましたとお

り、環境上の配慮が、河川法改正以降、その施行令のほうで定められているところがございます。まして、計画の策定の際には、本省の関係の各課、河川計画課や治水課、国総研などの関係機関が集まって、下に示させていただいておりますように、河道計画において環境を配慮するにはどういう断面にすればいいのかという検討や、右にありますように、河川情報図を活用して、河道掘削の際に希少種等を配慮した中で平面形状をどうすればいいのかという検討の議論を行ってきているという位置づけでございます。

次の42ページが、河川協力団体の制度でございます。河川協力団体につきましては、自発的に河川の清掃や外来植物の除去などの活動を行っていただいている団体を、法律に基づく河川協力団体として指定することで、河川管理者のみではできない地域の実情に応じた河川管理の充実を図るということを目的として創設された制度でございます。こちらの制度、平成25年の法改正で制度の創設がされて以降、現在230の団体が全国で指定されてございまして、全国で活動が行われているというところでございます。

具体的な事例を次の43ページに載せさせていただいております。こちら、大分県の筑後川水系の庄手川の事例でございますが、こちらの河川では、ひた水環境ネットワークセンターという団体が河川協力団体として指定されてございまして、地域と一体となった外来水草の除去などの取り組みが毎年行われてございます。今年も8月に地域の方々が参加して、クリーンアップ大作戦として外来水草であるオオカナダモの除去など、地域と連携した取り組みを行っているということで、取り組みが進められてございます。

次の44ページが、中小河川に関する河道計画の技術基準でございます。これは平成18年に多自然川づくりの基本指針を受けまして、改修の際に河道を大きく改修することが多い中小河川を対象として、改修の際の基本的な考え方をまとめたものとして、平成20年にまとめられたものでございまして、こちら、水際部の内容をつけ加えて、平成22年に改訂が行われているところでございます。こちらの内容につきましては、先ほどご説明させていただきました「ポイントブック」ⅡとⅢという形で解説としてまとめられて、全国に公開されているというところでございます。

次の45ページが、美しい山河を守る災害復旧基本方針でございます。こちらの基本方針は平成10年に策定されているところでございますが、多自然川づくりの考え方を踏まえまして、平成26年に改訂のほうを行われているところでございます。こちらは、改訂の際に多自然川づくりの考え方を徹底させるために、復旧工法の選定事項の配慮を明確化するとあわせて、環境に重要な水際部への配慮、これらを徹底させるための留意事項など

をこの改訂の際に盛り込みまして、平成26年の改訂が行われております。そして現在、この基本方針にのっとった形で、全国で災害復旧事業の実施の際には参考とされまして、多自然川づくりの災害復旧が進められているというところでございます。

次の46ページが、グリーンインフラに関する多自然川づくりの取り組みでございます。こちらは平成27年に閣議決定されました国土形成計画の中に、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりを進めるものとして、グリーンインフラの推進が位置づけられてございます。この計画の中で、多自然川づくりがグリーンインフラの一環として、政府として推進していくものとして閣議決定された国土形成計画の中で位置づけがなされているというものでございまして、我々といたしましても、グリーンインフラの一環としての多自然川づくりについて推進しているところでございます。

次の47ページ、右上のほう、写真をのせさせていただきますが、岐阜県の宮川や長良川でコンクリートの材料やブロック等を工夫することで、水際の自然が再生されている事例などが行われているところでございます。

次の48ページからが、河川環境管理基本計画についてでございます。河川環境管理基本計画は、河川空間の適切な保全と利用に関する方針に関する部分と、河川環境の保全空間やレクリエーション空間等のゾーニング等の管理計画を記載されているものでございまして、一級河川の全てと二級河川の1,443水系で現在策定されているというふうなものでございます。

下のほうに書かせていただいていますように、管理計画につきましては、河川砂防技術基準の維持管理編におきまして、河川環境管理基本計画に合致するように河川が適正に利用されることが、河川維持管理目標として、今、定められているというところで、維持においてもその理念を踏まえた河川の維持管理目標を立てる、その目標に従って維持管理が行われているという内容になっているところでございます。

次の49ページと50ページが、多摩川の事例を掲載させていただきます。多摩川では、背後地域の利用に関する要請等を勘案しまして、河川の中を5つの地域に分けて、さらにその地域につきまして、地域の声を踏まえまして、8つの機能空間区分を設定しているところでございます。例えば、区分の8番の生態系保持空間につきましては、貴重な生態系を保持しようとする空間として設定されているものでございまして、河川環境の保全が現場で行われているという形になってございます。

50ページはゾーニングのイメージでございます。

次、51ページをめくっていただきまして、こちらが中小河川における環境に配慮した維持管理の考え方でございます。これは、主に都道府県政令市の河川の維持管理部局の担当者によって構成されます河川維持管理技術研究会の議論の中で作成されたものでございまして、都道府県等が行っております中小河川の維持管理について、環境に配慮した取り組みの情報を共有するために、事例を中心として取りまとめているところでございます。

例えば、次の52ページにございますように、例えば、緑化能力を確保するために、樹木伐採を行う際に、計画高水位以下の樹木につきましては枝払いをして、樹木を全て伐採するのではなくて、良好な河川環境に寄与している樹木を保全している事例でありますとか、次の53ページにございますように、治水上支障となる繁茂した樹木を伐採する際に、伐採を最小限にいたしまして、河畔林として河川の生態系に寄与している必要な機能を残すという配慮をしているような事例などは、このマニュアルの中で掲載されているところでございます。

次の54ページが、河川における外来種対策についてでございます。河川の中では、水域はいわゆる生物多様性において非常に保全上重要な空間になってございます。そのため、河川における外来種対策といたしまして、地域の住民と連携しながら、維持管理の対応を中心に外来種対策が行われているところでございます。

これらの外来種対策の手引きといたしまして、特に現場での担当者に向けた外来種対策の参考になるような手引きや事例集を我々も策定しているところでございます。最新の平成25年の手引き、事例集では、河川で特に問題の大きい外来種10種を取り上げまして、その特徴と対策をする際の留意点、このあたりをまとめて、実践的な手引きとして維持管理の現場に周知をして、活用していただいているところでございます。

次の55ページが、魚が上りやすい川づくりについてでございます。魚が上りやすい川づくりにつきましては、平成3年よりモデル事業を全国19カ所で実施してきてございまして、平成17年度にこのモデル事業での実施内容を踏まえて、成果を踏まえた手引きを作成して、全国展開を進めているところでございます。

その成果といたしましては、次の56ページに示させてございますが、平成26年度末時点で直轄管理区間の87%まで魚の遡上可能距離が延びているところでございまして、引き続き、この遡上可能距離の延長の拡大と、さらには既存魚道の配慮等に努めているというところになってございます。

次、57ページをごらんください。57ページが、河川環境データベースでございます。

河川水辺の国勢調査、平成2年から進めてきてございますが、これらのデータの蓄積を踏まえまして、平成14年より河川環境データベースをインターネット上に公開してございます。このデータベースでは、水国データのダウンロードだけではなくて、種ごとにWEB-GISと統合しまして、地図上でどのような種がいるのかという検索を表示することができるシステムを構築させていただいてございまして、インターネット上で誰しもが見れる形で公開をさせていただいているというところでございます。

また、58ページに記載させていただいておりますように、そのベースとなる河川水辺の国勢調査のデータの蓄積も進んでいるところでございまして、現在は6巡目の調査のほうを進めているというところでございまして、このデータのさらなる蓄積を進めているというところでございます。

また、これらのデータは、次の59ページと60ページに記載させていただいておりますとおり、さまざまな分野でこのデータを活用されているところでございまして、59ページにありますように、河道掘削の計画時の貴重種への配慮等の活用、具体的には、59ページ、五ヶ瀬川水系の北側で、こちらは水国の調査データを用いて河川環境情報図を作成した最初の事例になるところでございまして、当該河川では平成9年の台風19号で出水被害を受けたところでございまして、再度災害防止対策の立案の際に、保全する対象を明確にするという観点でこの河川環境情報図を作成して、改修の際に留意事項を明確化した上で、環境に配慮した計画の策定を行っている事例になってございます。

次の61ページが、維持管理の分野で活用している事例でございまして、こちら、信濃川の事例でございまして、樹木の管理におきましても、出水後の樹木の倒伏状況を把握して、出水における樹木がどうなったかという情報を発するという基礎情報に活用されている事例ということで、維持管理段階でもこの河川環境情報図、いわゆる河川水辺の国勢調査のデータを活用した取り組みが行われているという事例をつけさせていただいているというところでございます。

次、62ページをごらんください。62ページは研究関係の話になりますが、河川生態ナレッジデータベースの取り組みを記載してございます。こちらのナレッジデータベースは、多自然川づくりの事例の蓄積、そして、それに伴う学術的な河川環境の応答の知見が蓄積されてきたことを契機といたしまして、これらの多自然川づくりに関する事例と関係する調査研究の横断的なデータベースとして、平成24年に構築されたものでございまして、インターネット上に公開されているものでございます。我々国土交通省が実施しております自

然再生事業の実施状況や、そのほかのモニタリング状況も掲示されているところをごいまして、事例の検索等できる仕組みとして活用されているというところをごいまして。

次の63ページが、河川生態学術研究の取り組みでございます。当該研究は、生態学的な観点より河川を理解して、河川のあるべき姿を探ることを目的として、平成7年に生態学と河川工学の研究者双方が共同で設置されたものでございまして、全国で9つの河川と水系を対象として取り組みを進められてきてございます。現在は十勝川、揖斐川、菊池川、千曲川の4河川で研究が進められているところでございます。

64ページに、具体事例として多摩川の事例を載せさせていただいてございますが、多摩川は、ハリエンジュなどの外来種の侵入が問題となっておりますこの永田地区と、下水処理水が大規模に流入している多摩大橋地区、この2地区を中心に研究が進められているところをごいまして、流域での河川生態に与える影響等を明らかにする研究などが行われているところでございます。

以上、駆け足で恐縮でございますが、多自然川づくりに関するこれまでの取り組み状況についてご説明させていただきました。

【事務局】 続きまして、資料5-3-1、5-3-2の説明に入ります。こちらは、本来であれば、委員の皆様を実際に多自然川づくりを進めている現場にお連れして、目で見ていただいて、ご指導をいただくということも考える中で、このような政策が現場でどう反映されたのかというのをこの資料で代替するものでございます。写真も大写しにしてございまして、現場の臨場感が伝わるものということで用意してございます。

それでは、〇〇（事務局）、ご説明よろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、まず、多自然川づくりの具体事例（その1）でございます。

1枚めくっていただきまして、まず、上西郷川でございます。福岡県福津市の河川でございまして、URの宅地開発に合わせた河川改修で自然の再生を図った事例でございます。

3ページをごらんください。西郷川の合流点から約1キロの区間でございます。こちらにつきましては、徹底した住民参加で、計画それから川づくりを進めてきております。

4ページをごらんください。4ページは改修前の状況でございます。左側が開発区域となっておりまして、当初はこの川幅を約2倍としまして、コンクリート護岸で整備する計画でございました。

それを住民参加で計画を改訂しまして、5ページが整備後の状況でございます。片側を土手の緩やかな法面としまして、水辺に近づきやすい空間としております。

6ページをごらんください。小河川でございますので、河川の営力が弱いということもあ
りまして、置き石ですとか間伐材を配置しまして、水際の入り組み、それから滞筋の変化を
促しております。なお、こちらの写真にあります間伐材については、地元の子供たちと一緒に
に設置されております。

7ページ、8ページは、川の滞筋や流れの変化の状況でございます。

9ページをごらんください。トンボやバッタなど、たくさんの昆虫が生息し、自然環境が
豊かに回復した状況が見てとれます。

また、次のページには、合流点の調節池の状況でございますが、こちらについても自然な
ビオトープとして整備が行われております。

11ページには、こちらの流域で見られる水辺の生き物をまとめております。ニホンウナ
ギやメダカなどの貴重種や、その他多くの生き物が生息しております。

12ページをごらんください。整備の前を青のBeforeとしておりまして、整備後が
Afterとしておりますが、前後で比較しますと、魚の種類が約3倍、それから個体数に
ついては約1.2倍と、大きく生息環境が回復していることがわかります。

13ページからは、ワークショップの状況を示しております。徹底した市民参加によりワ
ークショップも回数を重ね、イメージを共有しながら整備が行われております。ワークショ
ップについては、80回を超える回数を実施されているということでございます。

16ページからは、地域の人々との河川のかかわりや利用の状況を示しております。子供
たちの環境学習やふだんの遊び場、そして18ページにありますように、草刈りなど維持管
理への市民参加が行われております。

続きまして、元町川でございます。20ページをごらんください。元町川につきましては、
平成18年の災害を契機に河川改修が実施されております。河床幅を広くとりまして、川の
働きによる河床形成の自由度を高め、また寄せ石や覆土により水際の多様さや自然河岸の
再生を図っております。

21ページは施工後1年の状況でございまして、22ページが同じ場所の施工後6年が
経過した状況でございます。時間を経まして、護岸が自然環境になじみ、河畔林と一体とな
って良好な河川となっていることがわかります。

23ページ、24ページも、同様に1年後、それから6年後の状況でございます。こちら
も、いわゆる緑化タイプのブロックを使用しておりますけれども、護岸がなじみ、良好な河
川環境が再生されております。こちらは護岸の天端、一番てっぺんの部分のコンクリートを

打たないといった工夫もしております、これも効果的に働いているというふうに見てとれます。

25ページ、26ページをごらんください。右側の山つきの部分については、こちらについては護岸を設置せず、切土のみとしております。26ページにありますように、6年後も安定した状況となっております。

27ページから29ページは、護岸の全面に覆土をした区間でございます。28ページをごらんください。右側の奥の外岸部については若干覆土が流出している状況が見られております。29ページは近景の写真でございますが、外岸部は土砂の流出が見られますけれども、内岸側は土が残っております。ただ、護岸の安定については、問題はございません。

続きまして、愛知県の逢妻男川でございます。32ページをごらんください。32ページは10年ほど前に整備された区間でございますが、河床幅が狭く、水際の自然や滯筋が見られておりません。

33ページは、整備後、その6年後でございますが、河川の多様性は回復していない状況でございます。その後、上流側で新たな区間の整備に当たりまして、このような計画断面を見直して、河床幅を広くとることとしております。

35ページが、その上流側の整備前の状況でございます、36ページが整備後約1年の状況でございます。護岸を立てて河床幅を広くとり、全面に寄せ土をして、自然な滯筋と砂州の形成など、多様性の回復を図っております。

37ページは、施工後約3年の状況でございます。瀬や淵がより明瞭に形成されており、右奥の外岸部については若干寄せ土の流出が見られますけれども、こちらについても護岸への影響は見られておりません。今後は外岸側の水際処理については工夫が必要だというふう考えております。

続きまして、伊賀川でございます。こちらは平成20年8月豪雨を契機として河川改修が行われております。

40ページをごらんください。当初の横断計画を上を示しておりますけれども、当初は現在の河床幅を参考に標準断面がつくられておりました。こちらを見直しまして、こちらも河床幅を広くとり、水際には寄せ土をして、自然な滯筋と河岸を再生しております。

42ページをごらんください。42ページは整備前の状況でございます、43ページが整備後の状況でございます。川の働きにより、瀬や滯筋が形成されている状況がわかります。

45ページから47ページは、もう少し上流側の整備前後の状況でございます。45ペー

ジの箇所が46ページのようになっておりまして、47ページも同じアングルの別の状況でございます。

48ページのように、整備前は魚影がなかなか見られなかったところでございますが、今では多くの生息が確認されております。

次に、岩手県の雫石川でございます。50ページをごらんください。外岸側に護岸整備をしておりますけれども、必要最低限の護岸整備とし、水当たり部には水制工のように石を配置しております。また、川の中の巨石は河床に残しております。また、護岸については景観に配慮したブロックを使用しております。

続きまして、魚道・落差工の事例を紹介いたします。まず、遠賀川の多自然魚道についてでございます。53ページをごらんください。河口部の遠賀川河口堰には従来型の魚道も整備されておりましたが、多自然型魚道は高水敷を利用して落差のない自然な水路を整備し、魚道としたものでございます。

55ページをごらんください。真ん中に見えるのが従来型の魚道でございまして、奥に見えるのが多自然魚道でございます。従来型魚道はアユやウナギを対象魚として整備されておりますが、多自然魚道はヌマチチブなど底生魚や稚魚など、遊泳力の弱い魚類等を対象としております。

56ページをごらんください。56ページは、多自然魚道の下流部でございます。感潮区間の緩い勾配の水路として整備しております。また、高水敷はあわせて公園整備を行っております。

57ページは、多自然魚道の上流部でございます。こちらについても自然な水路として整備を行っている状況でございます。

58ページについては、多自然魚道の下流部にワンド状の干潟もあわせて整備してございます。干潟や魚道部では、多数の魚類や貝類など、汽水域の干潟や浅水域に生息する生き物が多く確認されており、ハビタットとしても機能し始めていることが確認されております。

次は東京都の野川でございます。落差工を改良し、中央部を切り下げて、落差のない早瀬構造とした事例でございます。61ページをごらんください。落差工の中央部を切り下げ、掘削面を連結玉石で覆って保護しております。

62ページをごらんください。これが完成後の状況でございます。河川の中央部が早瀬状となり、落差が解消されている状況がわかります。

64ページ、65ページをごらんいただきますと、完成後2年の状況でございますが、自然な早瀬となっている状況がわかります。

続きまして、良好な景観を整備した事例について紹介いたします。初めに、岐阜県の糸貫川でございます。68ページをごらんください。整備前は高水敷と河川の間には護岸があり、水辺との連続性がありませんでした。また、当初計画では河川の高水敷を公園と一体整備する計画でしたが、河川の高水敷という水辺の特徴を生かした計画にはなっておりませんでした。

69ページをごらんください。こちらにつきましては水理解析を実施しまして、護岸の不要な下流側については護岸を撤去し、川との連続性を回復しております。また、高水敷にはせせらぎ水路を整備しまして、水辺を川から連続させることとしております。

70ページをごらんください。せせらぎ水路では、小さい子供を安全に遊ばせることができ、とてもにぎわっている状況でございます。

72ページをごらんください。人工的なせせらぎから河川が連続しているため、本物の川に入っていく様子が見られます。単なる広い高水敷と隔てられていた川が、川で遊ぶ子供が見られるようになっております。

次に、横浜市の和泉川でございます。76ページをごらんください。河川沿いの森や樹林と川をつなぐため、標準断面にとらわれず、ここに青色の部分も含めて河川区域を広くとり、自然な空間を整備しております。77ページが整備前の状況でございます、78ページが整備後の状況でございます。

78ページの右側の森と連続した空間として整備され、良好な自然環境と景観が形づくられております。また、子供たちが川で遊んだり、散歩など多くの市民の憩いの場となっております。

79ページ、80ページにつきましても、左側の森と連続した空間を整備しております。こちらでも子供たちが川で遊ぶ姿は日常的に見られるとのことでございます。

81ページのように、犬の散歩など、日常生活の場として多くの市民に親しまれております。

82ページ、83ページは、同じく横浜市のいたち川の状況でございます。

ここからは風景に関する事例でございます。86ページをごらんください。熊本の市街地を流れる白川の緑の区間と言われる区間でございます。延長は約600メートルでございますが、両側に樹木が豊富であることから、緑の区間と呼ばれているところでございます。

河川改修に伴う工夫に当たりまして、この良好な景観を保全することを目的としております。掘削により支障となる樹木については移植を実施するなど、景観の保全を図っております。また、地元住民との合意形成のため、ワーキンググループなどを実施して、計画づくりを進めております。

87ページは、高水敷を整備した箇所でございます。

88ページは、整備したパラペット堤防と背後地との接続部分でございます。こういった細かなデザインについてもワーキンググループで決定されております。

89ページについても、パラペットの出入りの階段の1つでございます。

90ページをごらんください。こちらは川内川の激特事業でございます。平成18年の水害に対する激特事業として、虎居地区の河道掘削と推込分水路を整備しております。既存の河畔林の保全や、石積み護岸とするなど、災害対応の激特事業ながら、景観にも配慮した整備を行っております。

93ページからは、同じ川内川の曾木の滝分水路でございます。曾木の滝は年間30万人の観光客でにぎわう景勝地でございます。その曾木の滝を保全するために、93ページにありますように、滝を迂回するように分水路で洪水を流すこととしたものでございます。

94ページをごらんください。分水路の整備に当たりまして、周辺の景観を損なわないよう、自然がつくり出したかのような景観の創出をコンセプトとして、自然景観の創出に配慮した事業を実施しております。

95ページをごらんください。遠賀川の事例でございますが、治水整備に当たりまして、洪水対策とともに、遠賀川を利活用して、まちが元気になることを目標としまして、河川空間のにぎわいを創出するような整備を目指したものでございます。緩傾斜化により、河岸を歩いてみたくなるような河川空間の整備を行い、あわせて堤防付近の流速を低下させる効果もございます。

96ページをごらんください。こちらは新潟県の福島潟の堤防整備の事例でございます。当初は赤線で示す法線ラインでございましたが、変更して、若干写真の奥のほうに緩やかにカーブした堤防法線としまして、景観になじむようにしまして、圧迫感を緩和しております。堤防自体も緩傾斜としており、風景の中に溶け込んでいる状況が96ページの下の写真からも見てとれます。

続きまして、99ページをごらんください。コンクリートブロックの改善についてでございますが、ブロックの明度やテクスチャーについて、自然石に近いものが開発され、適用事

例も増えてきております。100ページの伊賀川ですとか、102ページの雫石川などを事例として紹介してございます。

その1については以上でございます。

続きまして、多自然川づくりの具体事例（その2）をごらんください。

1枚めくっていただきまして、まず定規断面の呪縛から離れるとした事例でございます。岐阜県の長良川でございます。

2ページをごらんください。改修区間は、昔から名前のついた巨岩があり、地元で親しまれ、川の景観を形成している場所でございます。改修に当たりましては、現在の景観の保全にも配慮した整備を行うことといたしました。急流と岩盤、深い淵を保全するために、まず、標準断面を決めるところから始めるのではなく、今ある川に最小限の手を加えて目標とする流下能力を確保するという方針を立てております。

3ページをごらんください。全体の平面図でございます。全体は2キロ弱の区間でございます。まず、川の中に青で丸で囲った巨岩を残すこととしまして、必要な掘削を実施しております。青で着色した吹き出しのメニューについては、整備する内容でございます。ピンクで着色したメニューについては、保全する内容を示しております。このように全体を眺めて、おおむねの方針を定め、不等流計算のトライアルで掘削範囲や規模を変えて、水位がおさまるように施工内容を決定しております。

4ページをごらんください。上が改修前で、下が改修後でございます。河床の岩及び水際の岩盤を保全しまして、高水敷の掘削により洪水疎通能力を確保しております。

5ページも、同じように岩及び水際の岩盤を保全しまして、掘削により洪水疎通能力を確保したものでございます。

続きまして、河川環境情報図を活用した生き物にやさしい川づくりを行った事例でございます。球磨川の河口部となります。

7ページをごらんください。現在の球磨川河口部ですが、昔はヨシ原が見られましたが、現在は見られない状況となっております。

8ページをごらんください。イメージを示しておりますが、ここで球磨川の中流域で掘削した土砂を有効利用して、河口部に還元することで、河床を若干戻しまして、かつてあったヨシ原を再生させることを目標としております。それによって、魚やカニ類の水生物等の多様な生き物が生息する環境を創出することを目指しております。

9ページをごらんください。試験施工ヤードを真ん中のピンクの○で示しております。そ

ここにヨシの採取場所の選定に当たりましては、河川環境情報図を活用しております。河川環境情報図によると、こちらの付近では、青で示した7カ所の生育地が確認されております。その中から面積ですとか改変による周辺への影響などを考慮し、こちらでは5番の場所を採取地として選定しております。

10ページをごらんください。地盤高を50センチピッチで変えて、株移植と播きだしによる移植を行っております。現在はモニタリングを実施しているところでございます。

続きまして、川を軸とした生態系ネットワークの重要性として、円山川の事例でございます。

12ページをごらんください。円山川では、激特事業の河道掘削とあわせ、コウノトリの生息できるような環境の保全・再生を目指し、湿地環境となるような高水敷の掘削を行っております。

13ページをごらんください。激特事業での掘削後、さらに背後の高水敷を緩傾斜に掘削しまして、浅い湿地と水際の微高地を創出し、徐々に変化する水際部となるような整備を行っております。現在はヨシ等の湿地植生が繁茂し、良好な環境となっております。

14ページをごらんください。円山川の支川の出石川におきましては、大規模な湿地環境の整備や県管理河川、水田、それから里山林の整備など、地域や各機関の取り組みと連携した一体的な環境整備を行っております。

15ページをごらんください。このような国土の生態系の重要な機軸である河川等での取り組みにあわせまして、コウノトリ等のわかりやすく、かつ象徴的な種を目標に設定しまして、市町村やNPO等、多様な主体や流域の農地・里山における施策とも連携し、地域づくりや観光振興に貢献する生態系ネットワークの取り組みが始まっており、全国に展開しているところでございます。

以上で説明を終わります。

【事務局】 最後の資料説明になりますが、資料5-4をお手元にご用意ください。こちらにつきましては、これから約2,000人を対象にアンケート調査を実施いたしまして、委員の皆様にご審議いただくための下地という資料でございます。平成8年あるいは昭和63年、内閣府が行ったアンケート調査がございますので、こういったものと比較することによって、日本人の意識がどんなふうに変わりつつあるのか、あるいは今後、何か望んでいるのかといったことが明らかになれば、ご審議の助けになるかと思っております。

内容につきまして、簡略に説明申し上げます。

【事務局】 資料5-4でございます。アンケート調査につきましては、目的としては、一般の国民市民の方々が河川環境に対してどのような認識を持ち、また何を望んでいるかについて調査することとしております。今後の多自然川づくりの方向性や具体策の検討におきましても、この結果が参考になると考えております。

全体としては10問でございます、サンプル数は2,000を予定しております。

1ページから見ていただきますと、アンケート項目の骨子として、まずQの1、2として、写真を添付しておりますが、あなたが思い浮かべる身近な川というのがQの1でございます、それから、思い浮かべる理想の川というのがQの2でございます。写真については、山間部から河口部まで、それから自然豊かなところから都市的なところ、それから環境についても、望ましくないような川等を8つのパターンで示してございます。

2ページをごらんいただきまして、Qの3としましては、あなたが川に求めることは何ですかということで、川で想定される憩いの部分とか、気持ちよさですとか、そういったものを選んでいただくということでございます。

それからQ4からQ10については、以前の平成8年の河川に関する世論調査ですとか、昭和63年のまちづくりと水辺空間整備に関する世論調査の中から、今回の目的に合致するようなものを選択しまして、改めて今、聞いてみるということで、Qの4からQの10を選定しております。Qの4とか5ですと、河川や河川敷でどのようなことをしてみたいのかといったことですか、あとはQの6ですと、どのような役割を求めますかといった内容、それからQの7については、美しく潤いのある水辺づくりのために国や地方公共団体に期待することは何かといった内容でございます。

それから、Qの8、Qの9、Qの10についても、自然的な河川の整備ですとか、あとは河川へのかかわり方、それから河川整備の事業の必要性についてといったものについて、質問として設定しております。

これら10問の設問について、アンケートを実施したいと考えております。

【事務局】 説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【委員長】 大部の資料を効率よくご説明いただきまして、大変ありがとうございました。ここにおられる委員の先生方、大半は10年前にレビューして提言した委員の先生たちなんですが、自分たちの提言がその後どのように活かされてきたかというのは、実は正直言うと、あまり私自身も見てこなかったわけですね。今、こうやって見せていただくと、ほんと

正直、あっ、こんなにたくさんのごことをやられてきたんだなということを改めて感想を持ちました。

さて、質問ですが、行ったり来たりするといけないので、まず最初に資料5-1について質問ありますか。歴史について。はい、どうぞ。

【委員】 質問というか、チャンスがあったらやっていただきたいんですけど、礪河原の写真がありましたよね。あれ、今はどうなっているのかを見てみたいんですけど。それが無いものですから、昔の礪河原だったというのはわかるんですけど、じゃ、今どんなふうになっているかが、同じ角度から写真があるとすばらしいなという感じがしました。

【委員長】 どうですか。

【事務局】 はい。むしろ、河川敷で今、我々管理上非常に支障が出ている樹林については、河川生態学術研究会の中の総合研究グループのテーマとして、今、全国のデータを集めて、結果が今年出るというふうなタイミングにあります。その裏には、樹林でない、いわゆる河原の部分がどれくらい残されているのかというようなことも一方でございまして、また定点観測的な意味で価値があるのじゃないか、ご質問いただいたところについては幾つか研究も出ておりますので、次回に向けて少しご用意させていただきたいと思っております。

【委員長】 はい、どうぞ。

【委員】 歌川広重ですが、ご承知だと思うのですが、これは、彼が直接行ってスケッチしたわけじゃないのです。全部伝聞で描いていますので、それを差し引いて当時のランドスケープを理解しないと、大きな間違いになります。こちらの江戸近辺は直接見ているでしょうけど、地方は絶対見ていないと思います。多分聞き書きでしょう。弟子を派遣してスケッチした形跡もあまりないようです。

【委員長】 ほかにございますか。

それでは、ないようでしたら、資料5-2について何か。はい、どうぞ。

【委員】 41ページの河川協力団体制度の創設って、私、知らなかったんですけど、とてもいいなと。こんなものがあるんだったらいいなと今思ったんですが、これ、もし参加するという団体があれば、その団体はどういうふうなサポートをしてもらえるんですか。

【事務局】 ご質問ありがとうございます。河川協力団体の制度自体は、事務局が協力団体を募集して、指定をするという手続きをするのですが、基本的には指定された協力団体の方々とは、河川管理者が密に情報の交換をしっかりと、よりよい川にしていきたいと思います。という理念で、協働して取り組んでいるというのがまず基本的な趣旨でございます。

指定をされると、例えば、河川の占用に当たっては、占用の手続きというものが、今までは許可という手続きをとらないといけなかったのが、協議で済むとか、そういうメリットもございませう。

【事務局】 1点補足いたしますと、私も事務所長として河川協力団体2団体とおつき合ひしていましたが、やわらかい言い方をすると、河川協力団体と河川管理者は夫婦のような関係というふうに表現した方もいまして、いわゆる他人行儀にあげられます、これがあります、これが簡単になりましたというレベル以上に、ほんとうにいい川をつくっていいこうということについて、市民団体の立場からいろいろ思ったところをご発言いただき、河川管理の立場から、法に基づきできるものについて協力して、また世間もそういった関係にあるということをとらまえて、いろいろな方々と活動に参加していくという、そういう関係を促すものとなっています。

【委員長】 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 ずっとまとめていただいて、非常にありがたかったと思いますけれども、これからわずかな期間かわからないけれども、これからレビューしていくときに、やっぱり中心は、この5-2にまとめていただいた、どんなふうな質疑にしていって、価値観とかも、あるいは技術も変わってきたかということがこの委員会のミッションなんだなというふうに思いました。それからもう1つはこれからの展望ですね。

そのときに、これをまとめていただいて非常によろしいんですけども、いろんな観点からまた、昔から今、昔から今と書いてありますが、どんな観点で見たのかということが、一番最初に総括したものがあつたほうがよかつたかなと。

今日、聞かせてもらつたら、平成の初めからの話を書いてあつてというふうな話なので、どんな観点でそういうものが並んでいるのか、これをまとめていく最中の、これからのプロセスになると思うんですけどもね。観点がわかるようにしていただきたいなという気がしました。

それで、結局、平成に入つたころからと、それから平成18年が1つのほんとうにターニングポイントになつたのか、こんなレビューをしてというふうな話にまとめていくのが委員会の仕事なんだけれども、平成の初めからレビューするまでの話はどんなふうに推移していて、平成18年のレビューで指摘したことがどんなふうに活かされて、平成18年からの10年のところでうまく効いてきたのか、ただ単に惰性でやってきただけの話なのか、その辺が明確になってくるのかな、そういうまとめ方をしなければならぬんだなというふ

うな気がします。作業はなかなか重たいんだけど、まあまあ、ほんとうは何もなかったも惰性で動いたものもあるんだけど、せつかくのことで、平成18年のインパクトがほんとうにどんなところに効いているのかを、うそでもいいから定量にしているとありがたいという気がします。感想です。

【委員長】 ○○委員。

【委員】 本日説明された資料はよくまとまっていると思います。今回の委員会の位置づけについて確認したいことがあります。前回のレビュー委員会というのはあくまで政策レビューですね。今回の委員会は、河川法改正を受けて、河川の自然環境の保全・復元に関する政策がどのように変遷してきたのかということを取りまとめて評価する委員会だと私は理解しています。

それで言いますと、「多自然」という言葉の捉え方ですが、狭い範囲から広い範囲まであると思います。そういった中で、要は平成9年の河川法改正を受けて、自然環境の保全・復元に関してどのように河川行政全体が変遷してきたのかというところはぜひともこの際とりまとめたほうがよいと思います。

前回のものは、政策レビューという性格上、個別の政策をレビューすることが役割ですので、どうしても個別の政策の議論になってしまうことは致し方ないと思います。もちろん委員会の提言の方はもっと大きなところをおっしゃっていますが、今回はこういった提言も踏まえて、河川法改正で治水行政がどう変化してきたのかという、もっと根本的な部分があったほうがいい。

一応資料の中にも書いてあるのですが、河川整備計画や河川整備基本方針の策定過程に環境という柱が入ったということに大きな意義があると思います。どう環境が内部目的化してきたのかという流れが重要ですし、それを実際に動かしていくのは通達とか、あるいは特に大きいのは河川砂防技術基準の計画編と調査編の改定なのです。それらについても、先生方のご意見を踏まえて、環境を内部目的化していったわけですが、それがこの資料には表現されていないということが気になります。

もう1つは、河川環境情報図を開発し、活用したということも重要な事柄だと思います。先生方から教えていただいた知見をいかして、河川全体の環境を俯瞰して河川環境情報図を作成し、それを河川整備基本方針、河川整備計画の策定にいかしていくというプロセスも重要な1つの構成要素なのですが、それが見えないというのと、もう1つは、河川生態学術研究ですね、これも私は非常に大きな意義があったと思うのですが、ワンオブゼムの政策と

して書かれているということで、取り扱いが少し小さいと思います。もう少し全体の政策の大きな流れと、各政策の関連性みたいなものを入れたほうがいいのかと思いました。

【委員長】 ありがとうございます。

【事務局】 大変重要なお指摘をいただいたと思っています。まさに10年前の政策レビューは、ある意味、やらされたというか、やることを義務づけられたレビューでありまして、やり方もある程度固まったものにのっかっていったものですが、今回は視点をどう据えて、まさに哲学を持って全体を俯瞰し、また今後へ向けてどうあるべきかというものを打ち出していただくという、そういう意味を持つ委員会でございますので、そういう意味では、今日の資料はどちらかという個別個別のものをもう1回示しましたという資料になってございますが、全体を俯瞰して、どういう視点を据え、何をなすべきかというまとめ方は当然、今回の委員会の重要な部分でございますので、そのようなまとめ方に次回へ向けて作業してもらいたいと思っています。

また、もう1つ重要な指摘の河川砂防技術基準、計画編や調査編が、特に平成9年、そして平成18年で、どのように、どの時点でその通達が変遷してきたのかというのは、全体の政策を振り返る上で非常に重要なある面で証拠にもなるものですので、そういったものをまとめて皆様にお示しするというのは事務局として承りたいと思います。

また、河川生態学術研究、非常に大きかったと。その意味は、先ほど河川情報図を使うのは当たり前と、要はそこにどう魂を込めて使っているのかということが問われるべきであってという中で、まさに河川工学の分野と生態学の分野を融合した取り組み、我々がわからないことをたくさん生態学の先生方に教えていただきつつ進んできた河川生態学術研究というのは、全体の中で非常に重要な部分を占めるものでございますので、今日は非常にざらりと説明してしまったのですが、このあたりはしっかり掘り下げて、またご説明申し上げたいと思います。

【委員長】 どうぞ。関連を先にやってください。

【委員】 今回、多自然川づくりの委員会なんだけれども、〇〇さん（委員）の話からすると、河川管理全体の環境面に対する話をこの機会にやりたいと私は思います。果たして多自然は、確かに河川管理が河川法改正で環境面を取り込んでやり出したというものの象徴的なものなんだけれども、多自然だけにほんとうに集約して河川法改正の環境面というものを見ていいのかというところも、私もちょっと、河川法改正20年でやはり河川法に環境面を入れて、どう我々は変わってきたのかというところのレビューというのは非常に大事

な話だなと思うんだけど、今回の委員会がそういう方向性を持つとしたら、多自然がほんとうに河川環境の1つのシンボルなんだろうか。

それはシンボルなんだからシンボルにしてもいいんだけど、それはしっかり多自然という意味をもう1回定義つけて、多自然というのは単なる多自然にこだわらず、河川、あるいは河川管理、流域管理の環境面の1つのシンボリックなワードなんだと。多自然その部分の定義云々じゃなくて、シンボリックな意味合いなんだという意味合いが非常に強いんだと、〇〇さん(委員)の話は。そういう方向でこの委員会をするのか、多自然的な側面の河川環境の議論を行うするか、その辺をちょっと。

【委員長】 司会が悪くてすいません。僕が言っているのは、もっと簡単な質問を各項について出してもらいたい。お2人のは討議になっていると思いますので、もう少し簡単な、字面のここはどうなっているんだというような質問だけに。

〇〇委員、どうですか。

【委員】 討議のほうに入っちゃったので、後で結構です。

【委員長】 じゃ、後までちょっと我慢して。

僕、単純な、これは純粋な質問です。河川法が改正されたのがターニングポイントになって、今回の委員会ができた重要なことになったということですが、河川法第1条に関して、これまで10年間に訴えられたというようなことはあるんですか。要するに、おまえらは第1条を守っていないじゃないかということで、却下でもいいですよ。僕は腹の中じゃ訴えられたらいいなと思っているんだけど、聞かされたでもいいんですが、そういう情報はお聞きになっていますか。一切ないんでしょうか。

【事務局】 すいません、一切と答えるにはちょっとお時間をいただければと思いますが、もちろんいろんな裁判は河川事業に対して、特に災害が起きた後は、災害の原因が何であったのか、計画は正しかったのかという観点での裁判はたくさん起こされていますけれども、1条の河川環境の整備・保全を守っていないという視点で訴えられたということについて、ちょっと私、即答できる事案を持ち合わせていません。

【委員長】 ちょっとお調べください。僕は訴えたいことうんとある。

ほかにありますか、質問で。なければ、先ほどから言っているように、論議のほうへ入りたいと思います。いいですか、質問。

はい、それでは、お待ちどうさまで。まず〇〇委員から。

【委員】 私は第1回の10年レビューは出ていないものですから、今日初めて何うこと

も多かったんですけども、先ほど〇〇先生（委員）、〇〇先生（委員）もおっしゃっておられたように、全体の流れとして、10年後から今までどのように変わったのかを是非教えて頂きたいと思います。

その示し方ですができれば社会環境の変化とあわせて教えて頂きたいと思っております。今後地方の人口が急速に減少していく中で、誰がこれからの川を守っていくのかというメンテナンスの問題は一層重要になってくると思います。そういう社会環境の変化を受けて、どういうふうにも自然を考えていったらいいのかということも検討すべき要素になってくるのではないのでしょうか。そこで、これまでの成果も社会環境の変化とあわせてお示しいただければ、次の参考になると思えました。

【委員長】 先ほどのお2人の、大きな問題になるかと思うんですけど、〇〇さん（委員）、もう少し詳しく。

【委員】 この委員会の対象範囲という意味で、先ほど質問させていただきました。

それで、思いましたのは、今回せつかく20年という節目の機会なので、できれば河川環境行政の大きな流れ、特にここにいらっしゃる先生方から非常に重要なご助言をいただいて、変わってまいりました。そういう大きな流れみたいなものを何とかうまく表現できないのかと思いました。

最初は私の感覚だと、河川生態学術研究、あの活動の中でほんとうに河川の生態系を把握する際の魂を教えていただいたというか、そういう面が大きかったと思います。それを具現化したのが河川環境情報図だったのですね。今日の説明資料だと、個別の手段とか方法論は多く書いていますが、一番重要なのは、その川全体を俯瞰したときに、どういう環境なのかということを先生方からお教えいただくというのがものすごく重要で、その魂を入れ込んだ形で河川環境情報図をつくって、そしてそれを踏まえてその川の河川整備基本方針や河川整備計画をつくっていくということが一番重要だと思っています。

そういった観点で見ると、前回の提言はすごくいいことが書かれています。この中で、「個別箇所の多自然から河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然へと」書かれていまして、まさにこれが重要だと思っています。

ただ、河川全体の環境の俯瞰、そのプロセスが十分に行われているのかなと考えてみたときに、先ほど幾つか河川環境情報図が出ていましたけど、そのような捉え方ができているのだろうかというものもあったように思います。絶えずレベルアップしながら河川環境情報図等を用いて環境の把握をして、それで実際の整備や管理なりに落とし込んでいく、そうい

うプロセスを再度きちっと検証すべきじゃないのかなと思いました。そのような方法を位置づけるものとして河川砂防技術基準があるのかなというふうに思っております。

それと、ついでに言いますと、環境に関する施策、本日も紹介があったもの以外にもまだ数多くあります。例えば、川の流動変動みたいな概念ですね、それは、正常流量の手引きの中で、それまでは、水利用の観点から川の流れというのは安定しているほうがいいんだという概念でやってきたのが、環境の観点からは流量の変動が重要なんだということを先生方から教えていただいたんです。そういった概念が、2001年頃に十分ではないながらも正常流量の手引きの改定で入り、その後、何度かの改定をしてきているわけです。

ですから、全体の河川環境政策の大きな流れの中からどのように基準が決められ、実際の政策にいかされているのかということと環境把握の意義ですね、そこはやはりもう少し、しっかりとりまとめられたほうがいい。それから、その大もととなる河川生態学術研究、これはやはりきちんと位置づけてほしいと思いました。

【委員長】 ありがとうございました。

先ほど会が始まる前に〇〇さん（委員）が雑談みたいな形で、法改正20周年記念を契機に、これだけのレビュー委員会が走っているのか、それとも何かほかにも走っているのかということ雑談していましたよね。それとも関連すると思う。これっきりなんですか、20周年記念というのは。きっと関係すると思う。

【事務局】 今日現在で、冠に河川法20年というのがついた委員会を設置しようとしているとか、設置したということは、水管理・国土保全局の中にはありません。ありませんが、当然20年というのは意識して、来年6月4日を迎えるに当たって、例えば、人間が川を使って、まちを活性化させようというふうなことも、この河川法の平成9年の人のいろんな意見を踏まえて河川整備計画をつくるのだというふうなことが、河川法16条の2に盛り込まれたというのも1つの経緯ですので、いろいろインパクトは実際平成9年の法律の中にありますので、そういったものも含めた上での6月4日の20年を我々が国民に対して意識いただくための契機として捉えようというふうな議論は局内ではあります。

そういう意味では、この委員会は、非常に専門性の高い生態系も含めた多自然環境に特化した委員会として、今、設置させていただきまされたけれども、それ以外の要素も当然、我々意識はしていると。

ただ、委員会を設置するのかという問いに対しては、今日現在ではございませんので、しかし、そういったご意見も含めて、いただいたものについては、法律そのものを所管してい

る部局もちろんありますけれども、我々の局内でその意見も含めていろんな議論に使わせていただきたいと思います。

【委員長】 ご理解いただけただしょうか。ということは、関連していたら、それは多自然じゃないと言わないで、全部包含していくという方向だというふうに理解していいですね。そうだと思います。はい、それじゃ、ご意見。はい、どうぞ。

【委員】 1つ抜けているのがモニタリングですね。河川水辺の国勢調査というのは非常に地道だけど、自然をエバリュエーション（評価）するのに非常に重要なので、それも含めたいなというのが私の意見です。

【委員長】 はい、どうぞ。

【委員】 自由討論という。

【委員長】 もう自由に。

【委員】 最終的にどんなものができるのかがちょっと見えていないので、多分、20年の振り返りと、一番重要な将来に向かっての提言みたいなものが出てくるんですね。20年の振り返りの中には現在がどうあるかというのを別途評価する。

聞いていて、一つ一つの事例はすばらしい面が、いっぱいあるんですけど、1つは、今の〇〇さん（委員）おっしゃったようなモニタリング結果を議論しようとする、実はデータがほとんどないですね、これ。河川水辺の国調が活かされるならばいいんですけど、絵はたくさん、写真はたくさんあって、景観的には、ああ、変わったなというのはすごくわかる。でも、九大の林君がやった魚の種類と個体数が上がったという棒グラフがあったぐらいで、ほとんどそれがエビデンスとして出ていないと思います。一つ一つの事例を、国交省の中でうまくいったんだろうかという評価する軸が、多自然川づくりを実施したときにあったはずで、それをどう評価したかというのがちょっと今回の資料の中では見えない。

ですから、社会全体に訴えようとしたときに、多自然、この20年でどう変わったんですかと言われたときに、これを全部説明しないとできないのか。むしろ、こういう形になりました、日本の国土、日本の河川はこうなりましたということを、僕は説明できんといかんと思うんですよ。それが見えない。

多自然川づくりによって、もしくは河川法改正によって、日本の川はどう変わったのかと言われたときに、この資料全部を持ち出さないと説明できないのか。もう少し社会に対してもわかりやすい形で、個別のスナップショットではないものが必要だと思います。今までこういう状態だった日本の国土全体の川が、どうなったかというのを示す。今の段階で示せる

かどうかはちょっとわかりませんが、その方向をとらないと、社会が応援してくれなくなってしまふという気がするので、その辺が欠けているような気がしました。

以上です。

【委員長】 どうぞ。

【委員】 今と関連しているんですが、河川水辺の国調はもう6巡目なわけですね。そうすると、河川法改正の以前からそれをやっているわけで、それを先取って評価できるようなデータをとってきているということになるので、それでもって日本の河川環境が、改善してきたのか、悪くなってきているのか、評価が可能だと思います。説明をお聞きし、どういう現状の中に我々はいて、こういう努力はしてきたということはすごくよくわかりました。最初のころは技術もよくわからなかった。今、スナップショット的に見せていただいて、私は10年前は出ていないんですけども、すごく技術が進展し、いい取り組みをしていると。さらに、住民の方のボランティアなものも活用しながら、連携をとりながら、データベースもつくり、裾野の広い取り組みをしてきた。

これから先は、このスナップショットを、線に、線を面にというように広げていくと、日本の河川環境というのは非常によくならないかなという期待感を持ちました。ですので、これまでの評価をした上で、次に進めたほうがいいのか。

湖沼も河川ですね。霞ヶ浦では、96年がターニングでした。つまり、河川法改正の前に20年間をかけて護岸工事を終えてしまった。96年に水位を上げ、その後20年間、環境配慮として、再生事業とかなされたのですが、基本的にそんなによくならない傾向は見えていません。

そういうものも含めて、俯瞰的に流域を見る視点を必ず入れて、〇〇先生（委員）が言われたように、全体的に見ながら、河川の上流、中流、下流というのがどういうふうにあるべきかというふうなことから落とし込んで、ポイントの再生事業はどういうふうに行っていくのかというふうな流れというのは、いつも思い起こしてないと、どうしてもその事業だけ、ピンポイントだけに管理者の注意が向くので、そのところは常にフィードバックをかけてやっていかなきゃいけないなというふうに思います。

【委員長】 〇〇さん（委員）、何か。

【委員】 いや、大丈夫です。

【委員長】 それじゃ、どうぞ。

【委員】 今、出てきた、結局スナップショット的だ、多自然がわりあいスナップショット

ト的だと、本来、前の委員会でも水系であるとか国土であるとか流域であるとかいうふうな視点からすると、多自然って何をやってきたかというときに、スナップショットの寄せ集めでしかない。一方では、そのスナップショットの裏側には、生物のデータであるとか、生態系としての価値とか、そんなものが本来上がっているはずなだけけれども、それも全部スナップショットだと。

ところが、一方では、非常に荒っぽいんだけど、河川水辺の国勢調査とかやっているわけだから、河川水辺の国勢調査全体を押さえているようなものがほんとうにレベルアップしてきたんだろうかという視点もひょっとしたらあるのかもしれない。そこに至るような多自然の積み重ねをこれからやっていっても、そういう目標のためにほんとうに貢献できるんだろうかということになると、非常に寂しい感じがするんですね。結局、さまざまな面を寄せ集めて、やっと何らかの成果が出つつある状態で、そういうスポットの寄せ集めということも1つのアウトプットだろう。

それから、それ全体で、国土、流域全体とか水系全体でどれだけ成果が上がっているかというものも見せられるようにしたいですね、また一方、データも欲しいねと。なかなか、それ全体やっていくのは難しいなというふうな話も、話としてはしっかり認識して進めていくべきかなと思います。私自身、それ全部総合的にできるかどうかというのは難しいと思うんだけど。

それからもう1つは、やってきた中で、かなり環境に手を出したときには、余裕のある時代に環境に手を出してきたんですね。先ほど〇〇委員おっしゃったように、やっぱり世の中が変わってきている。その中で環境政策というものも何らかの制約条件を受けるようになってきた。

一方では、激化する災害外力とかいうふうな話の中で、環境に対する圧力が増えているかもしれないし、一方では、一部ちょっと書いてあったけれども、グリーンインフラみたいなもので、そういうところに対しての展開というふうな話もあるということで、周りの境界条件、社会的制約条件みたいなものまとめと、我々が環境に手を出したときと今、10年と、20年で大分変わってきたこと、変わってきていることが、どんな影響を、そろそろ環境政策をむしばみ始めているのか、バックアップしているのか、わからないんだけど、そういうことについてもレビューできればいいのかなということで、必ずしも本質的な議論だけが、環境問題の本質的な議論だけが今回の対象だけでなく、そういったものも非常に大きな課題なんじゃないかなという気がします。

【委員長】 はい、どうぞ。

【委員】 2つあって、1つは、これ、今日見せていただいたスナップショットは、うまくいった例ばかりですね。この前、島谷さんがちらっと「アザメの瀬はちょっとね、なかなか思うようになりませんでした」と言っていたけど、まさにそのとおりで、川の自然を相手にしたら必ずしもうまくいかない例がある。やっぱり失敗例を学ばないと、ほんとの多自然はできないですね。だから、これは難しいと思うのですが、典型的な失敗例みたいなことを幾つか教えてほしいと思います。

それから、気候変動とか大規模災害の後の多自然がどういうぐあいになったか、とくに激特の後でもこういう配慮をするようになったので、それはぜひ関連として入れてもらいたい点です。

それから、今日見た事例で、うまくいっているのは、要するに引堤ですね。川に土地を返し上げたところが大体うまくいっているような気がするのですが、そういう基本的な仕組みとして、小手先じゃなくて、何をやったら一番効いているかという根幹のところを見せたいと思います。先ほども言ったように、これを全部出さないと国民に信を問えないなというのはおかしいでしょう。そこら辺ちょっと考えていただければ。今日1回目だから、何でもありということで申しました。

【委員長】 僕も黙ってられないから言わせてもらいたいんだけど。僕、9月1日から山の中の小中学校の校長先生をやっているんですよ。父兄に学校説明するとき、うちの学校を出ると、何々高校へ入った子がいますと、優秀な二、三人を必ず出します。何かそれを聞いているような気がします。

なぜかという、この写真を見ると、ものすごくいいですね。好きな風景で、ご努力いただいた多自然がすごくいいんですけど、一体それで、風景がいいというので、そこへどんな生き物がいるのという、バケツの写真が出てくるわけですね、大体。何かうようようよって写っていて、それがセットになって、こんなに大事だと。

もう少しその中身、風景がよくなった中身、機能として生態系がどうなっているのかというのを示してもらいたいし、もし示すことができないんだったら、今、聞いて思ったんだけど、河川生態学術ですね、そういうものをこういう川に取り組むというのだってありだなと思いましたね。

都市部に近いところで、多自然川づくりしたところへみんなが入って。なぜいいかというと、非常に実験しやすいですよ、千曲川や、でかい川と比べて。そんなのどうでしょうか

ね。すいません、座長がしゃべって。

【委員】 将来の議論も含めた話に〇〇先生（委員）の話もなっているので、その観点から。冒頭にお話しされた国土がどれだけ変わってきたという流れというのは、水管理・国土保全局としても示した意図があったんじゃないかなと思っています。かつて、はげ山があれだけあって、現状は緑に覆われている姿とか、砂州が随分発達していた時代とか、そういうものを考えると、今、現状は皆さん昔とは違っているということも共通の理解になっていると思います。国土は緑に覆われているし、河床が下がる方向の川がいっぱいあるし、砂州は樹林化しているという。

そうなるにつれて、もともとの、先ほどの議論。社会性もそうですけれども、自然の営みも明らかに変わってきている中で、将来に向かって多自然川づくりをやっていくという議論になると思います。あとは気候変動を入れざるを得ない。例えば樹林化した川では、この前の北海道みたいな台風災害があれば流木の問題も顕著になってきた。流木それ自体は川の生態系にとってもすごく重要なんですけど、でも、それは何らかの形でコントロールしなくちゃいけないという時代にもう入っちゃっていますよね。

ということで、これは今回のレビューという議論よりは、移り変わるトレンドの中で考えていかなければならない。将来に向かって多自然川づくりをこれまでとは違った流量・流砂・樹林化レジームを含めて考えていかないといけないといったような、そういう論点が必要なんじゃないかなという感じがしました。

【委員長】 どうぞ。

【委員】 以前、全国多自然川づくりの担当者会議に出させていただいたことがあるんですけども、そのとき、多自然になったことで、福祉に使えるようになりました、交流が増えましたといったように、治水、利水、環境のどれかではなくて、多自然がベースになったうえでいくつもの要素が多層的に積み重なって行って、いい川になっているという感じがしました。多自然が何か新しい機能を生み出すトリガーになっているんですね。

そこから、多自然というものの現代的意味づけ、多自然をやることの意義をもう1回、複層的な価値のなかの位置づけのなかで考えるいいタイミングなのかなと思っています。

【委員長】 ありがとうございます。はい、どうぞ。

【委員】 非常に現実的な話になるのですが、一方で、大局的に見るといっても、具体的に、じゃ、行政的にどうやったらそれが進んでいくのか、ということを考えていました。河川水辺の国勢調査の結果は、そのままでは、実務の中でなかなか使いづらかったのです。そ

ういったものを踏まえて、河川環境情報図、あるいは河川環境検討シートという手法を用いて河川環境に関する情報をまとめて、それをもとに、その段階ですごく昔は議論していました。どういう環境なのか、どういう河川環境を目指すべきなのかという議論をして、それを踏まえて河川整備・管理の全体像に落とし込んでいく。

それから、最近多いのが、当初の河川整備基本方針や河川整備計画をつくる段階だけでそれを使って、あとは河川整備基本方針や河川整備計画の中できれいな文言が出てきて、あとは顧みられないということが多かったです。もともとの目標なり、あるいは状況把握というのをしっかりと絶えず意識して、改修をやるときでも、原点に立ち戻って、もし必要ならば目標を変えるとすることも重要なのかなと思いました。

そういうときに先生方から魂を注入してもらおうという言い方は語弊があるかもしれませんが、そういう部分を教えていただいて、全体を常に俯瞰して進めていくみたいなことができないのかと思いましたね。今も実際、計画策定過程で担当課の方が集まられて議論されますよね。そういったときにそういうものを常に議論するとか、そういうことをしたらどうかなのかなと思いました。

以上です。

【委員長】 2回目以降が非常に不安になってきた。大変な委員会になった。いいですか、1回目はこのぐらいで。

それでは、大変なことを予想して、1回目はこのぐらいで事務局のほうへお返しいたします。反映させてください。

【事務局】 それでは、一言。我々も例えば河川水辺の国勢調査をどう使うかということは今までいろいろと検討なりはしてきていて、先ほどお話ししたように、日本の川がどう変わったかというようなものを何とか見れないかとか、さまざまな検討はしてきておりますので、先ほどの全体スケジュールを見ていただくとわかるように、次回が課題をお示しすることになっていて、今日、逆に課題として我々が提出すると、その議論ばっかしになってしまうと、かえって先生方から自由なご発言をいただけないということで、ここは、今日はあくまでも事実だけをお示しして、自由にお話をいただいて、次回いただいたことも含めて、それはここまでやってきたけれども、実はここまでしかできていないのだということを含めて、それ以降に展開していただくようなことを考えております。

ぜひ、そういった中で、将来に向けての川のあり方、あるいは具体的にどう取り組んでいくのかということについて、この委員会としてのアウトプットが出せればなということも

思っておりますし、委員長がおっしゃったように、我々、今日、比較的できのいいものをお見せしたことは、ある意味では当たり前なのかもしれませんが、一番の問題は、18年に多自然川づくりのレビュー委員会でやっていただいた成果というのは、なかなか今、これは我々事務局としてはあまりにもいじくるような中身ではなくて、これは今後も我々として大事に持って、考えていかなきゃいけないことだとすると、実際、我々現場でそれができていないところについて、具体的に何をしていくのかということと、それから、今日もかなりそういった意味でご議論ありましたけど、長い日本の歴史とか社会の動きの中で、今後の川に向かって我々が政策としてどういうふうに取り組んでいかなければいけないかと、それらをご議論いただければありがたいと思っております。

そういった意味では、今日は、いろいろなことを言っていただきましたので、それが今回のある意味で我々事務局としても意図していたところがございますので、次回、ぜひそれを課題として整理をさせていただき、また、例えば、できの悪い事例みたいなものを含めて、課題として整理させていただいて、また議論を深めていただけるとありがたいと思っております。

【委員長】 何か言わなきゃいけないのか。何か、議事録の作成について、どのように進めるのかとか。

【事務局】 はい、わかりました。本日の議論の結論としては、今、委員長のほうから、次回へ向けて論点整理、今日いただいたものも踏まえて論点整理と、課題についての議論に道筋を我々として用意するよというご指示があったものというふうに承っております。

そういったものを含めて、今、議事録のお話でしたが、委員会については、新聞記者などに対する対応として、速報版の議事録というのを当日中にご用意をして、これはホームページにもアップするというようなことをサービスとして行っておりますので、これは委員の皆様のお名前はなく、出た論点を少し箇条書きにしたもので、最後は次回に向けて論点整理と課題を整理するよという委員長の指示がありましたという、こういう結びになります。これは委員長お1人の了解を得た上で、速報版として、今日公表させていただきたいと思っております。

その次に、委員の皆様にご発言いただいたものの詳細版の議事録を、私どものほうで原案をつくりまします。まずはお名前が入った状態で各委員の皆様にしっかり見ていただきまして、公表するときはお名前だけが隠れる形になりますが、それをホームページにまた公表させていただきます。

この作業はちょっと時間をいただきまして、私どものほうから、土日が挟まりますので、早い時期にお渡ししたいと思っておりますけれども、皆様のほうにメール等でお送りさせていただきまして、最終的にそれを詳細版としてホームページに公表する、こういう流れで進めさせていただきたいと思っております。

今の流れでよろしいかどうか、ご確認をお願いします。

【委員長】 今、事務局からご説明いただいた流れで、皆様、ご異存ございませんか。はい。それでは、今とおりに事務局はお進めください。

これで進行はお返しします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様には熱心なご議論いただきまして、また貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。次回委員会では、今、ご指示のありました課題等についてご議論いただくということプラス、関係機関からのヒアリングについても、今、調整中ですが、予定してございます。

次回の日程、その次の日程については、今、申し上げたとおりでございます。

また、本日の配付資料のうち、公表可能なものはホームページに公表しますが、写真の著作権とかいろいろなものがありまして、配付資料のうち、委員限りというふうに記載してございますものについては非公開資料となりますので、委員の皆様には今日お渡しいたしますけれども、取り扱いにご注意いただければと思います。

なお、大部の資料でございますので、机の上に残していただければ、職場やご自宅のほうに郵送させていただきます。

それでは、以上をもちまして、第1回目は……。

【委員長】 ちょっといい？ 委員の方でヒアリングしてみたい、こういう団体の話を聞いてみたいというのがあったら、事務局のほうへ個別にご注文ください。

【委員】 ヒアリングというのは、ここに来ていただくという形になるんですか。

【事務局】 はい。

【事務局】 規約にありますように、委員長はそういった方を招くことができる、できる規定にしていますので、相手が来たいというので全部どうぞということではなくて、書面を出していただいて、事務局が説明するパターンもありましょうし、ちょっとそこは、今日、この情報が全部オープンになりますので、これはいろんな方々が多分反応すると思っておりますので、そういったものも含めて委員長にお諮りしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第1回河川法改正20年多自然川づくり推進委員会を閉会とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございました。

— 了 —